

駐車規制が見直されます

平成31年2月22日

対象区間

曾根崎2丁目付近
(国道176号線)



対象時間

6時～20時

対象車両

貨物集配中の貨物自動車
(軽貨物自動車を含む営業用・自家用貨物自動車)



駐車にあたっての注意事項

- ★駐車時間は20分を目安とし、貨物の集配後は速やかに移動してください。
- ★規制の対象から除かれるのは、「貨物集配中」に限ります。
- ★駐車にあたっては、大阪府トラック協会発行の標章を掲出してください。

駐停車禁止場所(道路交通法法定違反) 以下の場所は駐車規制の対象から除きます

駐停車禁止

- 交差点の側端から5メートル以内の部分
- 横断歩道の前後の側端から前後5メートル以内の部分
- バス、路面電車の停留所の標示柱(標示板)から10メートル以内の部分(運行時間中に限る)等
- 駐車場、車庫等の自動車用出入口から3メートル以内の部分
- 道路工事の区域の側端から5メートル以内の部分
- 消防用機械器具の置場、消防用防火水層、これらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分
- 消火栓、指定消防水利の標識が設置されている位置や消防用防火水槽の吸水口等から5メートル以内の部分
- 火災報知器から1メートル以内の部分
- 駐車する場合、その車両の右側の道路上に3.5m以上の余地がないこととなる場所